

仕様書

1 件名 長期継続契約ノートパソコン等（認定審査会 web 会議用）賃貸借契約

2 契約期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日（5 年間）

3 機器設置場所 盛岡市介護保険課及び介護保険課の指示する場所

4 調達機器の内容

本契約の調達機器は次のとおりとする。なお、詳細は別紙「機器内訳書」のとおりとする。

(1) ノート PC 2 台

(2) スピーカーマイク 2 台

5 初期設定作業等の実施

(1) ノート PC の初期設定に必要な事項については、本市と協議し設定作業を行うこと。

(2) 別途導入予定のペーパーレスシステムの契約事業者と連携を図り、アプリケーションのインストール・設定等を行うこと。

6 保守運用管理

当該賃貸借契約により、調達する機器について、適正な動作を確保するために保守運用管理を行うものとする。

(1) 機器の故障発生時には、盛岡市からの申し出に基づいて、速やかな技術員を派遣し、故障部位の特定予備備品との交換や修理による故障部位の修復などにより、速やかに業務に支障のない状態まで回復させることとし、翌日を日途に完全な状態に回復させること。

(2) 保守対象の機器の動作等について、予防的な点検等を行い、機能の維持を図るものとする。なお、その結果、対策が必要となる事項については、随時報告すると共に、対応について協議するものとする。

(3) 当該機器の保守及び故障修理等に係る経費については、盛岡市の使用に問題があった場合を除き、消耗部品を除いて、すべてこの契約に含むものとする。

(4) 保守対応の時間は以下のとおりとする。ただし、故障に伴う復旧等の緊急を要する場合には、対象外の日及び時間においても対応すること。

・保守対応時間 平日（月曜～金曜） 9 時～17 時

(5) 復旧保守及び予防保守、緊急作業が終了した場合には、その都度作業報告書を提

出して、確認を受けることにする。

7 作業日程等

事前の確認や調査、搬入作業、設定及び接続確認等の必要が生じた場合には、事前に作業工程表を提出し、日程及び内容について介護保険課の確認を得た上で作業等を実施すること。

8 その他

- (1) 本契約に係る一切の経費（調達、納入、設定、諸経費等）の総額を、賃貸借期間の60か月での均等払いとする。
- (2) 契約満了後、本賃貸借機器類は、当市情報セキュリティーに基づき、情報資産の完全な消去、記録媒体の破壊等の適切な処理を行うこと。また、廃棄後は証明書等を提出すること。
- (3) この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定すること。